部長及び参事官　　刑企発第７４号
殿　　（総務、生企、交企、備一）
所　属　長　　平成30年３月14日
30年保存（口訓）
本　部　長

合意制度の概要について（通達甲）

平成28年６月３日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）が公布され、改正法により、合意制度に関する規定が置かれ、本年６月２日までに施行されるが（改正法附則第１条第４号）、合意制度の概要については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　合意の主体

合意の主体は、被疑者又は被告人（以下「本人」という。）及び検察官であり（改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第350条の２第１項柱書）、司法警察員は合意の主体ではない。

また、合意が成立するためには、弁護人の同意が必要である（法第350条の３第１項）。法人が本人である場合には、法人が合意の主体となることも可能であり、その場合、合意に係る手続は、法人の代表者が行うこととなる（法第27条第１項）。

２　特定犯罪

合意が成立するためには、本人の事件と他人の刑事事件の双方が「特定犯罪」であることが必要である。

特定犯罪は、次に掲げる一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪のうち、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪を除外したものである（法第350条の２第２項）。

(1)　財政経済犯罪

ア　刑法（明治40年法律第45号）の罪のうち次の(ｱ)から(ｷ)までに掲げるもの（法第350条の２第２項第１号）

(ｱ)　強制執行妨害関係の罪（第96条から第96条の６までの罪）

(ｲ)　文書偽造の罪（第155条の罪、同条の例により処断すべき罪、第157条の罪、第158条の罪（第155条の罪、同条の例により処断すべき罪又は第157条第１項若しくは第２項の罪に係るものに限る。）又は第159条から第161条の２までの罪）

(ｳ)　有価証券偽造の罪（第162条及び第163条の罪）

(ｴ)　支払用カード電磁的記録に関する罪（第163条の２から第163条の５までの罪）

(ｵ)　贈収賄関係の罪（第197条から第197条の４まで又は第198条の罪）

(ｶ)　詐欺、背任及び恐喝の罪（第246条から第250条までの罪）

(ｷ)　横領の罪（第252条から第254条までの罪）

イ　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の罪のうち次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げるもの（法第350条の２第２項第２号）

(ｱ)　組織的な強制執行妨害関係の罪（第３条第１項第１号から第４号までに掲げる罪に係る同条の罪）

(ｲ)　組織的な詐欺及び恐喝の罪（第３条第１項第13号若しくは第14号に掲げる罪に係る同条の罪又はその未遂罪）

(ｳ)　犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等収受の罪（第10条又は第11条の罪）

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの（法第350条の２第２項第３号）

(2)　薬物銃器犯罪（法第350条の２第２項第４号）

ア　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の罪

イ　大麻取締法（昭和23年法律第124号）の罪

ウ　あへん法（昭和29年法律第71号）の罪

エ　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の罪

オ　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号）の罪

カ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）の罪

キ　武器等製造法（昭和28年法律第145号）の罪

ク　爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）の罪

(3)　(1)及び(2)に掲げる罪を本犯の罪とする司法妨害関係の罪（法第350条の２第２項第５号）

３　本人による協力行為

本人による協力行為として合意の内容とすることができるのは、他人の刑事事件について、

(1)　検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をする

こと

(2)　証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること

(3)　検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

である（法第350条の２第１項第１号）。

4　検察官による処分の軽減等

検察官による処分の軽減等として合意の内容とすることができるのは、本人の事件について、

(1)　公訴を提起しないこと

(2)　公訴を取り消すこと

(3)　特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又は維持すること

(4)　特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること

(5)　論告において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること

(6)　即決裁判手続の申立てをすること

(7)　略式命令の請求をすること

である（法第350条の２第１項第２号）。

合意には、本人による協力行為又は検察官による処分の軽減等に付随する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容として含めることができる（法第350条の２第３項）。

5　三者協議

合意をするためには、その前提として、検察官、本人及び弁護人の三者による協議（以下「三者協議」という。）を行うことが必要であり（法第350条の４本文）、司法警察員は三者協議の主体ではない。

検察官は、本人及び弁護人の双方に異議がないときは、三者協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができるが（法第350条の４ただし書）、本人のみとの間で三者協議を行うことはできない。

検察官は、三者協議において、本人に対し、他人の刑事事件について供述を求め、これを聴取することができるが（法第350条の５第１項前段）、供述の聴取は三者協議の一部として行うものであり、弁護人が必ず同席して行われるなど、取調べとは異なるものである。

三者協議の結果、合意が成立に至らなかったときは、本人が三者協議においてした供述は、本人の事件においても、他人の刑事事件においても、証拠とすることができない（法第350条の５第２項）。この証拠能力の制限の対象となるのは、本人が協議においてした供述それ自体であり、その供述に基づいて得

られた証拠（派生証拠）には、証拠能力の制限は及ばない。

また、本人が三者協議においてした行為が犯人蔵匿、証拠隠滅等の刑事司法作用を害する罪に当たる場合に、これらの罪に係る事件において、本人が三者協議においてした供述を証拠として用いることは妨げられない（法第350条の５第３項）。

6　検察官と司法警察員との関係

司法警察員は、１及び５のとおり三者協議及び合意の主体ではないが、検察官は、司法警察員が送致若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると検察官が認める事件について、その被疑者との間で三者協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議をしなければならない（法第350条の６第１項）。

また、検察官は、三者協議に係る他人の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、本人に供述を求めることその他の当該三者協議における必要な行為を司法警察員にさせることができることとされている（法第350条の６第２項）。ただし、処分の軽減等の内容の提示については、検察官の個別の授権の範囲内に限られる。

7　合意

検察官は、三者協議の結果を踏まえ、本人の協力行為により得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、合意をすることができる（法第350条の２第１項柱書）。

合意には弁護人の同意が必要であり（法第350条の３第１項）、本人に弁護人がない場合には、合意をすることができない。

合意が成立すると、検察官及び本人は、それぞれ合意の内容を履行する義務を負う。

8　虚偽供述等の罪

合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、５年以下の懲役に処することとされている（法第350条の15第１項）。

その者が、当該合意に係る他人の刑事事件及び自己の事件の裁判が確定する前に自白した時は、その刑を減軽又は免除することができる（法第350条の15第２項）。